

よこはまシニアボランティアポイント 受入団体
(配食・会食サービス団体) 各位

横浜市健康福祉局長

**よこはまシニアボランティアポイント事業における、
配食・会食サービス団体の対象活動の一部見直しについて（通知）**

日頃より、よこはまシニアボランティアポイント事業に御協力いただきありがとうございます。

配食・会食サービスの団体におかれましては、対象活動が「調理を行った食事を提供すること」とされており、新型コロナウイルス感染拡大状況下において、シニアボランティア活動を行うことが難しい状況が続いています。

今般、そうした状況を鑑み、既にご登録いただいている配食・会食サービスの団体における対象活動について、申請があった場合、対象活動を下記のとおり一部緩和できることとしますのでお知らせいたします。なお、本通知は、新型コロナウイルス感染拡大状況下での、暫定的な取扱いです。

1 配食・会食サービスの対象活動

高齢者・子ども等を支援することを目的として行うボランティア活動。

(よこはまシニアボランティアポイント事業実施要綱 第2条第2項)

※趣旨に沿うものであれば食事の提供以外の活動も対象となります。

2 上記取扱いの対象団体

通知発出日（令和3年10月1日）時点で、配食・会食サービスを対象活動として登録いただいている団体のみ。※通知発出日以降に御登録いただいた団体には、原則対象外となります。

3 申請方法

(1) 【別紙1】を事務局（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）あてに送付。

(2) 事務局にて、申請書類について内容確認。

※内容に応じ、認められない場合があります。

(要綱第4条第3項に該当する活動を行う場合など。)

(3) 事務局より、確認日を記載した申請書の控えを返送。

※申請書に記載された確認日以降、対象活動として暫定的に認められます。

4 その他

本通知は、新型コロナウイルス感染拡大状況下での暫定的な取扱いを示すものです。

【担当】

健康福祉局介護保険課 よこはまシニアボランティアポイント担当

TEL:045-671-4252 E-mail: kf-kaigoikiiki@city.yokohama.jp

15 配食・会食サービスについて

(配食・会食サービス部分抜粋)

(2) 対象活動について

① 地域ケアプラザの場所を利用して行っているミニデイサービス（要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象として、引きこもり予防などのために行うサービス）で食事を提供している場合は、配食・会食サービスに該当するか。

【本来】 食事を調理・提供している日に限り、地域ケアプラザでの食事サービスに該当します。

【暫定的取り扱い：申請書（別紙）を出した場合】

高齢者・子ども等を支援することを目的として、地域ケアプラザでの食事サービス等を行った場合、原則、対象活動とします。

② 世代間交流（子ども、高齢者、障害者などが食事を行うもの）は配食・会食サービスに含まれるか。

【本来】 食事を調理・提供していれば該当します。

【暫定的取り扱い：申請書（別紙）を出した場合】

高齢者・子ども等を支援することを目的として、世代間交流（食事に限りません）を行った場合、原則、対象活動とします。

③ サロンはポイント付与の対象となるか。

【本来】 ボランティア団体が調理を行い、食事（おやつなどは除きます）を提供していれば対象となります。

そのため、調理を行わずに購入した食事を提供する場合は、ポイント付与の対象とはなりません。

【暫定的取り扱い：申請書（別紙）を出した場合】

ボランティア団体が高齢者・子ども等を支援することを目的として、活動を行った場合、原則、対象とします。

④ お弁当を業者から購入して、高齢者宅への配達だけを行っているボランティア団体の活動については、ポイント付与の対象となるか。

【本来】 ボランティア団体の方が集まって調理を行い、それを提供する活動を「配食・会食サービス」として整理しています。

そのため、調理を行わず、購入した食事を配達する活動については、ポイント付与の対象とはなりません。

【暫定的取り扱い：申請書（別紙）を出した場合】

ボランティア団体の方が集まって、購入した食事を配達する活動について、高齢者・子ども等を支援することを目的としている場合、原則、対象とします。

⑤ ここでいう「調理」とはどこまでを指すのか。

【本来】 食材を洗う・切るなどし、さらに煮る・焼く・炒めるなどにより食事を作ることを指します。購入した食事をレンジで温めるだけや、インスタント食品にお湯を入れるだけ、お茶を入れるだけではポイント付与の対象とはなりません。

【暫定的取り扱い：申請（別紙）を出した場合】

ボランティア団体が高齢者・子ども等を支援することを目的として、食事を提供した場合、調理をしていなくても、原則、対象活動とします。

【送付先】

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会内 よこはまシニアボランティアポイント事務局
FAX：045-671-0295 郵送：〒231-0023 横浜市中区山下町23 日土地山下町ビル9階

別紙

令和 年 月 日

配食・会食サービス団体の対象活動の一部見直しについて【申請書】

令和3年10月1日健介保第1081号の通知「よこはまシニアボランティアポイント事業における、配食・会食サービス団体の対象活動の一部見直しについて」に基づき、下記のとおり対象活動の暫定的な緩和を希望します。

団体名

代表者名

連絡先：
(TEL)

担当者名

連絡先：
(TEL)

当初の活動内容

新たな活動内容

【事務局確認欄】

上記申請内容を確認しました。確認日より、対象活動として暫定的に認定します。

確認日		担当者名	
-----	--	------	--